

結合理論からみた貧困知覚

—— 自然化と罪悪化、犠牲化 ——¹⁾

セルジュ・ポーガム

(川野 英二・中條 健志 訳)

貧困が非常に広がっているために、それが多くの人びとにとっての避けがたい境遇となっている社会がある²⁾。そこでは、貧困が社会的表象のなかで動かしがたい社会秩序と結びついており、貧困層は劣位におかれていると同時に統合されてもいる。こうした貧困層は、「運命共同体」と呼べるようなものに帰属している意識をもつ。つまり不平等のシステムが非常に堅固であるために、貧困層は自分たちの運命を改善するチャンスがまったくないことを知っているのである。生き残るために唯一の解決策は、身内を当てにすることである。そのため、かれらを援助するための大規模な公的アクションがすすめられることはまったくない。数世代にもわたって社会の最下層の人びとが属してきたこの共同体は、それ以外の人びとから、生物学的あるいは文化的な本質にもとづいた不平等があらわれたものだと見なされる可能性が非常に高い。いいかえれば、それは貧困の自然化のプロセスなのである。

反対に他の社会では、貧困は容認できない不公正をあらわすものと見なされることが通常である。貧困層の物質的条件と苦悩は、社会的凝集とシチズンシップの基礎的・規制的原理を問い合わせるものである。貧困は、似た者同士の社会で生きるという集合的願望の名において克服されねばならない。別言すれば、貧困層は犠牲者であり、かれらがそうでなくなるためには、なによりもまず社会が改善される必要がある。貧困の「自然化」と「犠牲化」は対極的なものと考えることができる。これら二つの軸のあいだに、貧者の「罪悪化」と呼ぶことのできる中間的な知覚が存在する。ある社会は、貧者が劣位におかれるべく運命づけられた自然な社会秩序というものに準拠することはないが、貧者は犠牲者であり、かれらのために力を合わせて立ち上がらなければならないという逆のイメージにも完全には同意しない。こうした社会では、貧者は、社会システムがかれらに提供しうる機会を利用することによって、自分自身の面倒をみるように求められる。それができなければ、かれらは無能、無責任、あるいは怠け者と見なされるのが当然とされる。

貧困〔の社会的〕知覚に関するこれら三つの大きなタイプは、それぞれの社会で同時に存在しうる。それは、社会的表象が完全に同質的ではなく、また、社会階級や性別、年齢、生活史によって、さらには経済情勢または

経済発展や社会保護の段階によってさえも変わりうることを意味する³⁾。しかしそれらはまた特定のタイプの社会と結びつくこともある。それは、これら三つの知覚のいずれもが支配的でありうること、そしてそれらの発展が人類学や歴史のような特性として認められうることを意味する⁴⁾。本論が問題提起したいのはこうした精神においてである。実際のところ、社会人口学的変数や経済情勢に関する変数によってこうした知覚の説明には差異があるということを否認せずに、それを乗り越えて、特定の理論的枠組、つまり社会的紐帯の規範的交差の体系として考えられた結合「愛着」(attachement) という理論的枠組を前提としたより構造的な分析を試みることは可能であると思われる。そこで、まずはこの結合理論を提示し、つぎに、それをおもに欧州レベルで実施された比較研究と、より最近の研究、または欧州以外の地域で現在おこなわれている最中の研究にもとづいた経験的な検証をおこなう。

社会のテシトゥーラを分析する

ここでは、ある社会全体のレベルで検討されうるような貧困知覚とは、いわばより包括的な集合表象をあらわしている、つまり諸個人同士を結合し、かれらを社会全体に結合する紐帯にもとづいた集合表象をあらわしているという仮説から出発する。この仮説は、デュルケムが『社会分業論』の結論で提示した道徳の定義に強い影響を受けている。つまり「道徳なるもの、それは連帶の始源であるものすべてのもの、そして人間にたいして他者を思いやり、自分のエゴイズムの衝動とは別のものにその動きを規制(régulation) することを強いるすべてのものだといえる。そして道徳性は、これらの紐帯がより数多くそしてより強ければ、それだけ堅固なものである」⁵⁾。デュルケムによれば、社会は道徳の必要条件である。いいかえれば、この分析の観点から見ると、貧困知覚の大部分は集合的道徳に規定されている。そしてその道徳は、社会的紐帯もしくは連帶の反映としてのみ理解されうるのである。

こうした紐帯とはなんだろうか。この問い合わせが社会的分業についての博士論文以降、デュルケムを動かしていた

ことが知られている。そして自殺に関する彼の研究⁶⁾と、十九世紀最後の十年のあいだボルドーでおこなった彼の講義のなかにこの問い合わせ再び見つけることができる。そこでは、『道徳教育論』⁷⁾の重要なエッセンスのひとつとして、集団への結合「愛着」が明確に言及されている。われわれはここで四つのタイプの社会的紐帯、すなわち（親族関係という意味での）親族の紐帯、（選択された身内という意味での）選択的参加の紐帯、（有機的連帯と職業上の統合という意味での）有機的参加の紐帯、（同じ政治的共同体の成員間の平等な関係という意味での）シチズンシップの紐帯を区別することができる⁸⁾。それぞれの紐帯は保護と承認という二つの次元から定義することができる。保護とは、不慮の出来事に遭ったさいに個人が利用することのできるサポート（家族や共同体、職業、社会的資源など）の総体である。承認とは、他者のまなざしによって自分の存在とその価値の高さを証明することで個人を刺激する社会的相互作用である。「[誰かに]頼る」という表現は、個人が保護に関して他者や諸制度との関係から期待できるものをかなりうまく要約している。他方で、「[誰かにとって]重要である（當てにされている）」という表現は、きわめて重要な、承認の期待を表現している。

この分析枠組は、弱い紐帯の強さに関してネットワークの社会学でおこなわれてきた古典的研究とはかなり大きく異なっている⁹⁾。われわれの定義によれば、強さはひとつの人間関係においてのみ測られるのではなく、社会システムへの結合においても測られ、そうしなければつかめなかつたであろう、異なる規範的領域に組み込まれた複数の人間関係の全体像をつかめるのである。われわれの理解している紐帯とは、社会への結合というデュルケム的な意味での紐帯である。それは紐帯を基礎づける規範体系を考慮することであり、諸個人は、統合するためにこの規範体系に順応することを多少なりとも強いられるという仮説である。たとえば親族の紐帯においては、親と子どものあいだの関係を検討するが、それは、親族が社会によって異なった形態をとりうることを前提に、ある特定の社会でこの紐帯を形成する規範と親と子のあいだの関係を関連づけることでおこなわれる。選択的参加の紐帯においては、類似した者同士の集まりという様式にもとづいて組織化された共同体のなかでの諸個人のあいだの関係の強度は、こうした共同体からの期待に応じて変化しうる。しかしそれはまた、諸社会がその成員にたいし、共有された価値や、社会的凝集を保証できる価値の名の下で、かれらをこのタイプの「社会」構造に組み込むために行使する規範的教唆（incitation）の程度にしたがっても変化しうる。有機的参加の紐帯においては、職業生活に参加する行為者間の関係が検討される。そこでは、完全な賃労働社会に身を置いているの

かそれとも不完全な賃労働社会に身をおいているのか、危機にある賃労働社会なのか拡大しつつある賃労働社会なのかによって、この関係が異なるかたちで評価されることが前提となる。最後に、シチズンシップの紐帯において争点となるのは、市民的・政治的・経済的・社会的権利によって個人を保護し、主権者である個人がそれぞれにもつ資質を承認することである¹⁰⁾。

こうした類型によって、社会的紐帯がそれぞれの社会においてどのように規範的なかたちで交差しているのか、そしてこうした特有の交差から社会生活の規制がどのように作り上げられるのかを分析することも可能である。こうした区別は、デュルケムがおこなった統合と規制という二つの概念の区別と少なくとも部分的に一致している。つまり統合とは諸個人の社会への統合であり、規制とは社会の統合である。さらに次のように言うことができる。社会への統合は、諸個人が現行の社会規範に順応しながら社会化する過程で構築しようと試みる社会的紐帯によって保証される。そして規制は、社会全体の統合を可能にするこれらの社会的紐帯の規範的交差から生じる。われわれが結合の布置構造（configuration d'attachement）について論じることができるのは、この包括的な社会的規制という意味においてである。それはいわば社会のテシトゥーラ（tessiture：織り目）である。ある結合の布置構造は、諸個人と集団がたがいの差異化と敵対性を越えて、社会をつくることを可能とするために、規範の包括的な一貫性を生みだす働きをもっている。デュルケムによれば、社会をつくるために、個人のそれぞれの意識のなかに集合表象が存在したり、多元性が近代社会の基本的特徴のひとつと見なされたりする必要はない。そうではなく、特定の表象が大部分の人びと、あるいはすべての人びとに共有されているということが重要なのである。こうした意味においては、社会的紐帯のモラル・エコノミーを論じることもできる。

ある社会を特徴づける結合の布置構造に関する類型を定義することは、その歴史の様ざまな段階やその発展の人類学的な根源のなかで、その社会に特有のテシトゥーラを形成したものを探求することである。いいかえれば、争点は（集団への個人の結合という意味での）社会的紐帯の類型から、（近代社会における社会的紐帯の規範的規制という意味での）結合の布置構造へと移行することにある。それぞの結合レジームにおいて、紐帯の四つのタイプは統合の機能と/あるいは規制の機能をもちうる。統合的な紐帯とは個人を集団へつなぎとめる紐帯である。一方で、規制的な紐帯はテシトゥーラを補完する機能をもっており、規則と規範の総体を生み出す。こうした規則と規範は、その影響が他の紐帯にまで拡張される形であらわれる可能性があり、その紐帯に元々あった規範的な考え方を転換させるほどである。この「補完

的な] 機能によって、社会全体にまで拡大しうる道徳教育という価値と原理がうみだされるのである。規制的な紐帶はいわば〔他の紐帶よりも〕上位の紐帶なのである。

こうした予備的な定義から、結合〔愛着〕の布置構造——あるいはレジーム——の四つの類型を定義することができる。家族主義型布置構造と主意主義型布置構造、有機体論型布置構造、普遍主義型布置構造の四つである（下記の図を参照）。

結合〔愛着〕の布置構造の類型

	統合的紐帶	上位的・統合的・規制的紐帶
家族主義型布置構造	選択/有機/市民	親族
主意主義型布置構造	親族/有機/市民	選択
有機体論型布置構造	親族/選択/市民	有機
普遍主義型布置構造	親族/選択/有機	市民

親族：親族の紐帶

選択：選択的参加の紐帶

有機：有機的参加の紐帶

市民：シチズンシップの紐帶

図のように、それぞれの布置構造には上位に立つ紐帶が存在する。家族主義型布置構造ではそれは親族の紐帶であり、主意主義型布置構造では選択的参加の紐帶、有機体論型布置構造では有機的参加の紐帶、普遍主義型布置構造ではシチズンシップの紐帶である。

これら四つのタイプの布置構造と多くの場合に関連する諸要因、つまり経済発展の水準と不平等への関係、社会保護制度、公民精神（civisme）に目を向けよう¹¹⁾。

経済発展の水準は、たいていは参考する指標に議論の余地があるため、完全に満足できるかたちで評価するのが難しいことが時折ある。ここでは、それが呼び起こす哲学的性質の際限ない論争に加わるつもりはない。〔むしろ〕次の点を取り上げたい。経済的に発展した社会は、それが新興社会であろうと脱工業社会であろうと、なによりもまず労働の組織〔化〕、科学技術の利用、こうした生産の合理化がもたらす社会・経済的影響によって定義されるのである¹²⁾。欧洲連合内を含めて、国や地域のあいだに大きな格差が存在するのは明らかだ。国内の内部にも、他とくらべてずっと農村的でありつづけている地域があり、そこでは職人仕事や零細企業が経済活動の基盤をなしている。

不平等への関係も結合の布置構造に関連づけることのできる要因である。不平等についての知覚は社会によって大きく異なる。ある社会では、不平等は避けられないものだとみなされ、とくべつ道徳的な憤りを呼び起こすことではない。別の社会では反対に、不平等は優先して克

服する必要のある機能不全あるいは社会病理をあらわしている。この問題にたいする社会の敏感さもまた、経済情勢によって変わりうる。

社会保護制度は「脱商業化」（脱商品化）という基準によって理解できる。交換可能な商品とは異なる個人をつくること、それが第二次世界大戦終わりにおける社会国家の偉大な挑戦であったのだ。しかしこの「脱商業化」の過程は、西洋世界のすべての国で同じように進んだわけではなく、その結果、イエスタ・エスピニ=アンデルセンが指摘したように¹³⁾、考慮しなければならない大きな多様性（ヴァリエーション）が存在するのである。

最後に、公民精神とは、個人が結社（association）によって構成する集合体のための個人の参加の程度を測る基本的な概念である。ロバート・パットナムは、そこからソーシャル・キャピタルという次元を取り上げた。この意味で、この〔公民精神という〕言葉は社会システムの道徳的な要求であると同時に、個人の特徴——個人は多かれ少なかれ社会関係に関与している——でもある¹⁴⁾。

家族主義型布置構造と貧困の自然化

家族主義型布置構造は、親族の紐帶が保証する、他のタイプの紐帶にたいする影響力によって規制される。この紐帶は、産業があまり発展していない地域、つまり農村地域でより広がっている。そこでは、経済の大部分が今もなお、どちらかというとそうした地域自体あるいは地理的に限定された部門に閉じこもった小さな生産単位に基盤をおいている。しかし親族の紐帶はたがいに助け合う小事業主たちの資本主義に家族主義的な基盤を提供することから、より発展した地域でも維持されることがある。この紐帶はまた、家族的な連帯主義が刻まれた伝統の名残と、近代的な経済構造が結びついている新興国の発展様式を特徴づけうる。この布置構造には大きな社会的不平等がともなうものの、だからといってそれが大幅に克服されるわけでもない。社会保護制度には欠陥があるだけではなく、たいていの場合は、恩顧主義的（clientéliste）な性質がある。「脱商業化」（脱商品化）の原理の適用はあまりに限定されており、最も貧しい個人や世帯は、人生の不慮の出来事にさいして生活の本当の保障を手にいれることができない。つまり、公民精神はそこでは非常に弱いのである。というのも、労働市場はマフィアや組織的な地域ネットワークによってコントロールされることがあるからだ。政治的責任者はしばしば買収され、一般に公的な制度は個人や特定層の利害のためにねじ曲げられることがある。家族主義型布置構造は、貧困に対処するための非常に強い家族的連帯を促す。

[そのため] そこでは貧困が依然として、労働市場が全面的な保護をあたえることがほとんどないほど大規模であり、一部の最低の賃金条件の人びとのところで、インフォーマルな経済を発展させている。

このタイプの布置構造は、それ自体でわれわれが統合された貧困と呼んだものの説明要因となる¹⁵⁾。そして、そこに貧困の「自然化」の社会学的条件を見ることができる。[そこでは] 貧者は社会システムにおいて確固とした役割を果たしており、個人としてスティグマ化されることはない。家庭の目的は国家の目的に左右されず、国家のほうは、ただ個々人の利害を保護することを脱して上位からものごとを考えさせることに苦心する。いいかえれば、それとは正反対の表象が世界中に及ぼしうる影響力をもつにもかかわらず、社会を苛む暗い感情や偏見はいつまでも残るのである。しかるに、貧困の「自然化」はこの布置構造の一部である。この自然化は、それぞれの社会階層(couche)が社会成層(stratification)のシステムに維持されることを可能にする集合的信念を成り立たせるが、それが不公正あるいは社会の機能不全の産物だという感情をもたらすことはない。こうした集合的信念は非常に強く、貧困の自然化が、場合によっては、そこから何らかの恩恵を引きだす富裕層だけでなく、最低限の社会統合の境遇を受け入れることで自身を確保する貧困層にも共有されうるほどである。とはいえそれが全体に及ぶことはまれであり、貧困層がみな一様に、生まれながらに劣った層に属していると信じているわけではない。かれらは受動的でも、抵抗や異議申し立ての能力をもたないわけでもないのである。実際、社会学的調査は何度もそのことを反証してきた¹⁶⁾。その反面、このタイプの布置構造においては、とりわけそれが家父長的な保護の形態と結びついているときには、社会的基層において貧困の自然化という理念を維持させる、支配のある種のルーティン化が確認されている。

家族主義型布置構造においては、富裕層も貧困層も自らの統合と福祉(bien-être)をカバーする主要なものは、家族であるという確信をもっている。かれらの保護と承認を特権的にサポートしているのは家族なのである¹⁷⁾。貧困を運命とみなすこうした表象は、とくに規則的な宗教的実践の割合がより高い貧困地域において、——貧困の価値を高めている——カトリックの役割によって強化されていることを強調しておこう。欧州における北部の国々と比べた南欧諸国の特殊性は、最貧層のかなり多くが持続的に同じ境遇を共有していることである。そこでは貧困はより拡散しているが、とくに宗教的実践によって、集団内部でより緩和されやすい。貧困地域においては、宗教実践がいわば、貧困層が地域共同体に帰属する形態のひとつを確立しているのである。あまり発展していない農村地域では、相変わらず庶民の信仰が非常

に強くみられる。キリスト教は家族の価値も高めているために、貧困層はそこで親の存在と、成人したときも含めて親が子どもを養育するための日常的な努力を合理化する。こうした地域の貧困層のなかで貧しいということは、要するに一家で貧しいということであり、同じ宗教実践によって結ばれながら貧しいということである。この意味で、貧困は社会的・宗教的に統合されていると言いうことができるだろう。ここで重要なのは、貧困の自然化という言説が、非常に貧しい国々や地域におけるカトリックによって維持され規定されると結論づけることはなく¹⁸⁾、貧困層はその宗教的実践のなかで日々の困難への埋め合わせの形態を見いだすことができ、また富裕層は、貧窮者にたいする規則的な慈善行為を社会的に容認させるような、自分たちの「自然な」支配を確かめることができるという点を強調することである。

こうした貧困表象は、家族的連帯の力が強いインドで今もなお非常に広がっている。しかし、こうした家族的連帯は、いわば地位の割り当てという論理に統合されている。この論理は、カースト制という公式には禁止されている差別の形態に見いだすことができる。デリーの富裕地区でジュール・ノデが最近実施した貧困知覚に関する質的調査によれば、貧困の自然化はまずは宗教的領域の下でおこなわれる¹⁹⁾。カルマの理論によれば、貧者は前世の行いによって貧者として生まれる。しかし、収集されたインタビューでは、こうした宗教的な次元とは別に、カーストや階級の文化、出身地域のせいで社会集団は混ざりあうことはできないという信念が非常に広がっていることが確認されている。そのため貧者はおのずと生活様式へと向かわされることになるだろう²⁰⁾。その信念が極端なかたちになると、貧困の自然化はその否認に向かうことさえある。すなわち、「貧者」と称された人びとは、他の社会的カテゴリーとくらべて「貧者」と呼ばれるのであり、もし家族の組織化や社会統合に特有の基準をもった他の世界に属すことが認められるならば、そう呼ばれないでのある。たとえ貧困の自然化がインドに強く存在しているとしても、現在では多くの研究者が、「不可触賤民」が自分たちの不浄を完全に信じているわけではなく、かれらのなかにもスティグマにたいする批判的な距離があることを認めている。しかし、この「貧困の自然化」プロセスを貧者自身が完全に内面化していようといなかろうとそれが依然として存在していることは事実である。したがって、地位が厳格かつ持続的な意味を持ち、親族の紐帯からなるインドの特殊性を強調しながらもこのプロセスはカースト制、さらには家族主義型布置構造に帰する必要がある。この場合、家族への結合は民族人種的な共同体やカースト集団への結合と必然的に結びついている。

同じように不平等が著しく、家族的連帯が重要なブラ

ジルのような国でも、こうした貧困の自然化のプロセスが見られる。それはとくに高級住宅街の住民の言説にあらわれている。実際にかれらは、貧困層を社会のはるか周縁におかれ文明の境外にいる人びとと見なしており、あらゆる高性能の安全システム（プライベートな空間を囲む標識つきの柵、監視カメラ、建物の入り口に常駐する警備員）によって身を守るか、とくにかれらを家政婦として雇うときに問題となるのだが、貧困層の教育を一からやり直さなければならぬと考えている²¹⁾。そこでは、貧困層の生まれながらにして劣位というこうした表象に、奴隸制の時代から（ブラジルでは奴隸制の廃止は非常に遅かった〔1888年〕）部分的に引き継がれ、場合によっては慈善的な温情主義に染まった伝統的な支配関係がつけ加わる。それにもかかわらず、かれらはそこで自らの境遇の改善を目指す闘争を率いることができたのだった。近年のその最も顕著な例が、土地なき者たちの運動である。そのうえ、全国貧困対策プログラム（「ボルサ・ファミリア」²²⁾）と、労働の世界を徐々に支えつつある社会法が別の貧困表象をしだいに認めさせ、貧困層自身が少しずつ自らの権利を自覚するようになっていく。それは、場合によっては、上層の人びととのより闘争的な関係としてあらわれている。言い換えれば、家庭環境が貧困層に及ぼす影響力——とくにそれが排他的なときの——と、かれらと富裕層をつなぐ支配関係から貧困層が自由になるときに、かれらは劣位におかれたりの境遇を自然なものではないと見なし、自らとその家族にとっての別の運命を思い描き、そうすることでもうひとつの貧困表象の体系を認めさせるようになる。市民的・政治的権利だけではなく、社会的権利をも貧困層に保証する国家によって自らが保護されていることを知るとき、貧困のこうした「脱自然化」のプロセスが進展するのである。

先述した例によって、家族主義型布置構造のなかに貧困の自然化のプロセスに都合の良い土壤が存在することが確認できる。二つの点をはっきりとさせておくのが良いだろう。第一に、貧困の自然化を強化するのは、個人として自分の家族と強く結びついているということによってではもちろんなく、その凝集性が他のタイプの紐帶よりも親族の紐帶が上位にある社会に生きているということによってである。このタイプの布置構造においては、家族が社会の基盤をなす核であり、富裕層と同じく貧困層も、あらゆる社会階層がそこに順応しなければならない。なぜなら、こうした社会階層はそこに必要な資源を家族に見いだすと考えられているからである。貧困が克服されねばならないとすれば——このことはコンセンサスとはなっていない——、恵まれていようがいまいが、それは何よりも各人が自分の家族の成員と織りなす関係のなかでおこなう努力による。家族道徳（morale

domestique）が社会生活全般を優先的に規制しなければならないとき、個人的利益はしばしば集団的利益にたいして優位に立つ。そこでは不平等がほぼかぎりなく容認され、貧困の自然化は不平等を強く合理化する様式となる。

第二に、このことは自然化というこのプロセスが、他のタイプの結合布置構造にはあらわれないという意味ではない。多かれ少なかれエスカレートしたレイシズムという形態は、あらゆる社会に存在するもので、あるカテゴリーの人びとの「生来の」劣等性という原理にもとづいている。レイシズムの倒錯性は、特定の階層の人びとにたいし、かれらの政治的共同体の基礎にある理念を否認することなく、「生まれながらに」異なっているという口実でマイノリティ集団——かれらは多くの場合貧困状況にある——を排除したいという共通の願望を正当化させることを実際に可能にしてしまうことである。にもかかわらず、この貧困の自然化のプロセスは他のタイプの布置構造ではそれほどすます、それが可視的であるときに、他の貧困表象と結びつくことによって、異なる形態のもとで発展すると推測できる。

主意主義型布置構造と貧困層の罪悪化

すでに見たように、主意主義（volontariste）型布置構造は、選択的参加の紐帶によって規制される。この紐帶は、それが個人の利益の追求によるものであろうとなかろうと、類似した選択によって方向づけられる結社の自由は何ものにも妨げられるべきではないという原則と完全に結びついている。したがってこの布置構造は、大多数人びとに共有された企業の自由という原則との強い共謀関係をもっている。市場のルールが個人の富裕化という正当と見なされた欲望にかなっているだけに、この原則はそれをいっそう容易に受け入れている。したがって、この布置構造が資本主義の発展に必要なあらゆる条件を提供するのは理の当然である。しかしリベラリズム——つまり市場——が主意主義型の布置構造に好ましい土壤を見つけたとしても、だからといってそこに排他的な側面がないわけではない。市場は家族主義的レジームを含むあらゆるレジームに存在する。現在では、新興国の成長は、社会的にはある意味で家族主義型の布置によって可能となっている。

主意主義的レジームでは不平等が激しく、それは多くの場合より自発的かつ大胆な人びとの能力〔メリット〕によって正当化されている。社会保護制度の大部分は民間保険を媒介としたリスク負担という自由な判断に委ねられており、とくに最も貧しい人びとをターゲットにした最低扶助という形態に集中している。反対に、こうし

た布置構造では公民精神が非常に強く、盛んな結社活動や、市民社会の利益を擁護するための非常に活動的な民間財团があらわれる。公民精神は何よりもまず、シチズンシップへの集団的な切望によって説明される共同体的な帰属システムに根づいている。つまり主意主義型布置構造では、社会的保護の水準が低いために、類似した者同士の集まりに連帶意識をもって参加することが促されるのである。

[そこでは] 貧困はしばしば不可避の社会的結果であると知覚される。なぜなら貧困は最も能力が低く、また／あるいは最も意欲の低い人びとが罰せられているのだと見なされるからである。最も貧しい人びとは、自らのそうした境遇をまぬがれるために、自分自身をあてにする以外の選択肢をもたない。これには、セルフメイド・マン [叩き上げの成功者。貧しい生まれでも自らの努力と才覚で成功できるとするアメリカン・ドリームを体現した人物像。1858年のチャールズ・C・B・シーモアによる同名の著作によって知られる] という神話がともなう。そしてかれらが生存のために扶助という制度的仕組みに依存すると、かれらはしばしば無責任で不正を働く怠け者だと見なされる。貧困層の罪悪化は、能力という概念が重要であることを反映している。貧困層は先述した〔家族主義型〕布置構造と異なり生まれながらに貧しいわけではない。なぜならかれらは自らの境遇に甘んじているわけではないと思われているからである。しかしだからといって、主意主義と能力というイデオロギーの特殊性が、貧困が才能の不平等、つまり「生得的」²³⁾と見なされた性質を是認することもありうるという共有された信念を完全に取り除くことはない。能力を根拠とした言説は、それがほとんどの場合、生得的な議論と後天的な議論とを混ぜ合わせているために両義的である。

1970年代のなかばから、貧困知覚に関するユーロバロメーターの特別調査が何度もおこなわれてきた²⁴⁾。これらの調査でもちいられた質問項目のひとつは、とくに貧困の原因にかかわるものである。〔この質問への〕回答を、伝統的な説明とそれと根本的に対立した説明のふたつに区別することができる。一方は貧困層の怠惰あるいは意欲の欠如を主張し、反対に他方は社会に蔓延する不公正を主張している。驚くことに、調査時期を問わず、怠惰によって貧困を説明する人びとの割合が最も高い国としてイギリスが登場している。イギリスとフランスのあいだの隔たりは1976年にとくに大きかった。イギリス人の約44%がそう考えていたのにたいして、フランス人は約17%であったのだ。〔石油〕危機から四十年後の2009年も、その開きは大きいままだった。イギリス人の約四人に一人が相変わらずこうした〔怠惰による〕説明をしているのにたいして、フランス人では十人に一人にも満たなかったのである。別の研究で指摘でき

たように、これら二つの国のあいだには貧困についての異なった表象が存在する²⁵⁾。両国とも強く中央集権化しており、社会問題をどのように規制するかは国レベルで議論される。〔しかし〕社会問題は異なったかたちで提起される。フランス型が、こんにちでは「排除」の高まりによって脅かされていると見なされている、有機的連帶というデュルケム流の伝統に根ざしているのは間違いない。他方でイギリス型が依拠する考え方たは、個人は十分な資源を保有して、周縁化を避けるためではなく、地位にもとづく差異が少ないと見なされることは間違いない。開かれた市場で他者との競争に立ち向かわねばならないという社会である。フランスの場合は、社会は個人に先んじて存在し、各人のウェル・ビーイングと全体の凝集性を可能にするために自己調整されなければならない。イギリスの場合は、必要な場合には最低限のかたちで援助されねばならないという点では合意がえられているものの、個人は、市場と競争の論理を受け入れることによって、自らの保護を保証するために自分で責任を負わねばならないのである。

貧困層の罪悪化はアメリカでも非常に一般的である。プロテスタンの禁欲主義は成功の表象と貧困の表象とを同時に強く広めるために、いまも根づいている。1960年代にこの国で貧困が再発見されたとき、それは異例の事態、豊かな社会における進歩の裏面と見なされていた²⁶⁾。1964年にジョンソン大統領が宣言した「貧困にたいする全面戦争」は、扶助制度の数多くの改革をもたらしたが、ロベール・カステルが強調したように、この国の社会的介入はつねに心理学主義的な特徴をもっており、そこでは貧困層は何よりハンディキャップを抱えているか、個人的に意欲を喪失した人びとと見なされていた²⁷⁾。1980年代にレーガンが大統領に就任すると、「自発的貧困」を非難する言説は保守系の大学人のなかに強力な仲介者を見ついた。とくにAFDC（要扶養児童家族扶助）には労働意欲を低下させる効果があると主張するチャールズ・マレー²⁸⁾と、ローレンス・M・ミード²⁹⁾がそれである。こうした考え方の下でこの時代にワーク・フェア・プログラムが発展した³⁰⁾。このプログラムは、もっぱらアメリカ社会の伝統的な政治的スペクトルを越えて、とりわけつづく1990年代においては、保守派と同様にリベラル派（つまり米国的な意味での進歩主義）によってもコンセンサスをえて実施されたのである³¹⁾。もちろん、このタイプのプログラムが進められ、扶助に依存する貧困層が厳しく評価されるのはアメリカとイギリスだけではない。周知のように、最近フランスで実施されたRSA（積極的連帶所得）は、こうしたプログラムの影響を受けている。RSAの目的は、最低所得を補填することで貧困層にアルバイトを受け入れさせることである³²⁾。ドイツもこれと類似した方向で社会保護制度

を改革した³³⁾。にもかかわらず、アメリカとイギリスのほうが、この種のプログラムをめぐって社会的・政治的コンセンサスを見いだす傾向がより大きい。そこには主意主義型の結合布置構造の効果を見なければならないだろう。両国の布置構造は非常に近似しているのである。

有機体論型布置構造と貧困層の統制された犠牲化

有機体論型布置構造は、有機的参加の紐帯に支配され、この紐帯が他のすべての紐帯をその規制的な力によってコントロールする³⁴⁾。デュルケム的な用語から派生したこの布置構造を産業社会の帰結、つまり諸個人の差異化〔分化〕と機能〔役割〕の補完性にもとづいた近代社会を意味する有機的連帶と見なすことができるだろう。したがって、有機体論型布置構造が経済発展、すなわち労働世界や商業化した社会における交換の強化と結びつくのは理の当然である。しかしこの布置構造は、近代社会の歴史的発展の先進的な局面であるだけではない——もしそうならば、極端にいえば発展した社会はみな有機体論型であるといえるはずだ——。この特殊なタイプはまた、そしてとりわけ、国家と社会への個人の特殊な関係ともなる。そこでは社会的結合〔愛着〕が、国家の規制的な力によってその大部分が組織される、地位の保護という論理を主な基礎としている。こうした布置構造においては、交換への参加は、人生の不慮の事態を保障するものと見なされている地位を提供する（職業団体という意味での）中間集団へのほぼ義務的な結合〔愛着〕を通じておこなわれる。こうして構成された各集団は、その結果、補完性の原則に依拠した相互依存関係を可能にする他者や国家との媒介となりつづける。この布置構造が前提とするのは、国家が戦略的な産業部門における協働団体を創出・維持し——「国家コーポラティズム」と呼べるだろう——、それだけでなく、経済と社会が良好に作動することを保証できるあらゆる上位機関〔器官〕のように、他の産業部門を規制できることである。

この布置構造においては、さまざまな集団が協働を求められる機関〔器官〕でもあるために、たがいに敵対的な関係にもなりうる。その結果、不平等が社会生活の構成要素としてあらわれる。それは、不平等の自然化という意味ではなく、主意主義型布地構造と同様に、むしろ支配がもたらす威信や物質的恩恵というレベルでの、分類（classement）をめぐる闘争という意味である。要するに、有機体論型レジームにおいて、国家は家族主義型や主意主義型よりも可視的に、より明白なやり方で介入をおこなう。〔そこでは〕国家は、職業集団や集団的交渉の組織化を規制するという自らの役割を確保すること

とに専心する。不平等への寛容度が低下するにもかかわらず、地位にもとづく差異の合理化という形態は存続する。合理化がこの形態の機能だからである。実際に、社会体を構成する諸集団は補完的であると同時に敵対的にならざるをえず、国家によって闘争を調停し和解をすすめる作業が必要となることさえある。

この布置構造においては、保護制度は「脱商業化」〔脱商品化〕の過程でより発展するが、特定の権利の獲得と既得権の擁護のための、地位にもとづく区別とカテゴリー別の要求という論理にもとづく、非常に多くの異なるサブシステムに断片化されたままである。このレジームでは、国家は分類をおこなう機能をもつ。つまり国家は、市民社会から生まれた社会職業集団の地位だけでなく、それ〔国家〕に仕えるエージェントの地位をも階層化する³⁵⁾。つまり〔その〕活動は、特定の政策対象となりうる層をターゲット化することである。全体的に公民精神は、主意主義型の布置構造においてはあまり発展しない。なぜなら、しばしば一般利益は競合する集団の特殊利益に劣るからである。さらにそうした集団は、多くの場合自分たちだけでは保証できない調停を国家に期待している。

有機体論型布置構造においては、貧困層はいわば社会の最下層となっているときでさえも、社会システムの外部にいるわけではない。多くの場合、かれらはより大規模に介入しなければならない犠牲者と見なされる。このタイプの布置構造では、あらゆる層の人びとが、どれほど多様であろうと市民的平等の原理から見て受け入れることのできる社会的地位への権利をもっているが、だからといってそのことが生活条件の平等をもたらすわけではない。それゆえ、社会経済的差異を正当化するために能力〔メリット〕が動員されつづけるのである。しかしながら、この〔能力という〕概念への参照は、主意主義型の布置構造におけるイデオロギー的な意味とは異なる。そこでは、貧困層が深刻な生活環境により情状酌量されるので、かれら全体が怠惰を理由に非難されることはない。一方で、仕事によって成功する人びとが、地位によって区別された特権的な肩書きを付与され高く評価される——貧困層の一種の統制された犠牲化——のである。いいかえれば、共和国的価値の名の下で、社会の最も恵まれない層にたいする連帯だけでなく、指導的エリートを是認する能力も高く評価されるのである——フランスの学校制度のイデオロギー的影響を形容するさいに「共和制エリート主義」が語られるのは、このような意味においてである³⁶⁾——。驚くことに、サンパウロやデリーの上流層とは反対に、パリでインタビュー〔調査〕された上流層は、しばしば貧困層についてかなり慎重に語っていた。そこでは、「連帯主義」や最低限の社会的凝集性を保証するものとしての社会国家が正当化されて

いただけではなく、社会の組織化に必要な地位の不平等も正当化されていたのである。いずれの場合でも、社会的な均等化や絶対的な平等主義を導くような完全な社会的公正という理念が回避されるのと同じく、貧困層を過剰に罪悪化することが避けられるのは、それぞれに違いがありながらもたがいに補完的であるような諸部分によって構成される社会全体に〔貧困層も〕帰属しているという理念があるためである——〔ただし〕このことは、こうした〔罪悪化の〕傾向が社会的表象にまったく存在しないということを意味しない——。こうした意味で、貧困層の統制された犠牲化によって、多くの場合はそれが明確に形にされることはないが、地位の不平等にたいして寛容なシステムが維持されるようになる。とりわけ、そこに機能と個人の相互依存にもとづいた経済的・社会的規制が見られる場合にそうなるといえる。

賃労働社会の危機³⁷⁾の最も目に見える徵候は、職業の不安定と大量失業であるが、この危機によって少なくとも部分的には、有機体論型の布置構造に特徴的な規制様式が問いかねられる。有機的参加の紐帶の優越性にもとづいた統合モデルの根底にある規範を個人が内面化し、自らの努力にもかかわらず不安定な境遇で生活しつづけるとき、かれらはフラストレーションや、場合によっては社会的に無用だという感情を抱くことがありうるのである。

普遍主義型布置構造と貧困層の達成された犠牲化

普遍主義型布置構造は、なによりもシチズンシップの紐帶によって規制される。この紐帶は、個人の平等という民主的原則を実際に機能させる非常に強い能力を前提としている。ここでの平等とは、権利だけでなく、より一般的に言って、社会・経済生活の働きにおける平等でもある。このレジームは、高い水準の経済発展と両立可能である。市場のルールは受け入れられており、有機体論型の布置構造よりも多くの点で合意にもとづいているように見える。問題となるのはそのルールを拒絶することでも回避することでもなく、社会化することである。それを達成するために、社会的パートナー間に数多くの協調体制が組織され、そのことによって社会全般の利益と、市民共同体への帰属という価値を優先させるために、各階層の利益が乗り越えられるようになる。

普遍主義型レジームにおいては、国家は万人のものであり、社会という概念と同一視されることさえある。極度の不平等と貧困を払いのけることは、どのような地位にもありうる優位性をこれ見よがしに見せつけることをせず、たがいに他者のかたわらで生きることにはほぼすべ

ての人が合意しているということも意味している。強制的・抑圧的な従属という考えは、日常の社会生活という原則に反するものである。そこでは、いかなるものも個人の解放という意志を妨げてはならない。もちろんそれには、その意志の表現を促進する諸制度を尊重すべきだという条件がともなう。社会保護制度はそこで発展する。租税や社会保険によって財政的な裏づけをえることによって、非常に高い水準の「脱商業化」を達成できるのである。つまり、ここでも公民精神が非常に高い。そこでは、おそらく主意主義型布置構造におけるほどではないが、アソシエーションズムが発展しうる。しかしそれは、何よりも公的制度の尊重を通じた市民参加という別の意味をもっている。最終的にこのタイプの布置構造は、連帯の初期形態〔家族や近隣による保護など〕にたいする自律性を可能にする、高度に保護的な賃労働条件と、シチズンシップや個人の権利という考え方を組み合わせているのである。

北欧諸国全体をまったく同質的なものとみなさないよう注意せねばならないとしても、これらの国々はこの普遍主義型の結合布置構造に近いという共通点をもっている³⁸⁾。そこでは、貧困の犠牲化が最も達成されている。なぜならこの犠牲化は、それ自体では社会が市民の平等という理念にしたがうことができないということを意味するからである。これらの国々では、産業化は比較的遅かったが、社会のすべての階層に——工場労働者だけでなく農民にも——共通の社会保護制度を提供するためのコンセンサスが得られたのは早かった。貧困を予防的に減少させるためのこうした社会保護制度がもつ有効性は、何度も明らかにされている。こうしたコンセンサスの探求は、労働の世界においても市民生活全般においても存在している³⁹⁾。そのため、規制という機能において国家と市民社会を対立させるものは何もない。それほどまでに、市民社会は自らコンセンサスの探求に関与することが求められるのである。

〔これらの国々では、〕実際の社会生活のなかで、貧困が他の国ほどはっきりとは目に見えないという特徴がある。貧困に関するユーロバロメーター調査によれば、つねにデンマークでは、自分の周りに貧困があると回答する人の割合が欧州連合のなかで相対的に低いのは驚くべきことである——極貧の場合はさらに低い——。かれらに貧困の原因を聞いてみても同様である。なぜならこうした現象の多くがかれらにとって馴染みのないものだからである。このことは貧困が存在しないということを意味しない。そうではなく、貧困が何よりも社会福祉の専門機関が扱うマージナルな問題にとどまっているということなのである。社会福祉サービスは、とくに子どもにたいして非常に集中的に介入することで貧困を根絶しようと気を使っている。しかしながら、貧困層の犠牲化

が達成されているからといって、社会的援助の受益者とこうしたサービスの専門職のあいだの社会関係に象徴的な暴力がまったくないと考えてはならないだろう。北欧諸国は、勤労倫理にしたがい、就業していない貧困層にたいし、すぐにふたたび労働市場で居場所を見つけるためのプレッシャーを与える。数少ないかれら〔貧困層〕は、ほとんど不可避的に強いスティグマ化をともなう社会統制の対象となる。イヴァー・レーデメルは、イギリスの制度と比較しながら、ノルウェーで扶助制度がどのように機能しているのかを詳細に研究した⁴⁰⁾。その結果は逆説的なものであった。他の北欧諸国のように、この国では諸権利の普遍性という原則が最も達成されており、それにもとづく社会保護制度が整備されているものの、その一方で扶助の領域では、その恩恵を受ける一部の残余的な人びとにたいする侮辱的なおこないが目立っている。とくに高齢者や障がい者のような「尊重に値する」貧困層がいわば扶助制度に吸収されたために、ソーシャル・ワーカーはそれ以外の貧困層にたいし、求められた援助をかれらに授ける（octroyer）か否かを決定する権限をもって介入する。〔したがって〕これらの貧困層は、援助を受けるに値しないと疑念をもたれるリスクが大きい。そこでは、かれらは扶助の権利を自動的にもたない人として扱われる。処遇のこうした二重性は貧困層のフィルタリングであり、扶助のスティグマを増大させることになった。

しかし北欧の扶助制度を北欧諸国の特徴をよくあらわす事例とする必要はないだろうし、これらの制度を詳細に分析すれば、これらの国のあいだの違いが浮かびあがってくる。たとえば、フィンランドとデンマークでは援助の水準が標準的に規定されており、国内法にも書き込まれている。他方で、スウェーデンとノルウェーでは地域レベルで規定されている。援助の水準は、スウェーデンでは国の勧告による地域的に限定された決定に属するが、ノルウェーでは市町村の決定に完全に委ねられている。したがって、スウェーデンでは地域ごとの違いがかなり大きいのだが、ノルウェーではそれ以上である。最後に、ノルウェーでは援助へのアクセスがしばしばソーシャル・ワーカーの判断に委ねられており、援助されるかどうかの基準がわりやすいのだが、この国よりは程度は小さいけれども、スウェーデンでもそうであることを指摘しておきたい。こうした違いがあっても、イヴァー・レーデメルが分析した逆説は北欧諸国全体に当てはまると思われる。最大限の範囲の扶助へとできるだけ多くの人びとを進んで登録する、人びとを登録する、包括的で予防的な貧困の処遇から取り残された者として被扶助者が援助されると、かれらにたいするスティグマ化的リスクはより高くなる。権利の普遍性をめざす制度においては、被扶助者は機能不全を意味すると見なされる。かれらは

おそらくそれだけで貧困を根絶しようとするさいに乗り越えがたい闘を反映している。にもかかわらず、貧困層の犠牲化を達成するプロセスは、これらの国々において、貧困のできるかぎり包括的で予防的な処遇を正当化するものである。このプロセスはそれ自体が、経済的・社会的条件を理由に市民が社会の外側に取り残されつづける可能性があることを認めまいとする政治的意志とコンセンサスをあらわしているのである。

貧困の自然化と罪悪化、犠牲化は、社会のテシトゥラによってのみ、あるいはこれまで見てきたように、個人と個人をそして個人を社会に結びつける紐帶の特定の布置構造によってのみ説明できるのだところで言いたいわけではない。〔一方で〕こうした形態の貧困知覚は広まっており、あらゆる社会で見られるのは避けがたい。極端な場合には、同じ個人であっても、その経歴のある時点やそのパーソナリティ形成の各局面をみれば、そうした貧困知覚が次々にあらわれてくるだろう。しかしここで検討したかったのは、社会学的分析において通常は考慮される変動（variation）の諸要因よりも、結合の布置構造の類型から検討できる社会的紐帶の規制様式をより特徴づけるものである。その点においてこの分析枠組は、補足的理解の鍵であり、比較研究における有効な道具立てとなっている。

したがって貧困の自然化は、家族主義型の布置構造の一要因として分析することができ、他方で罪悪化は主意主義型の布置構造の一つの侧面として解釈することができる。貧困の犠牲化に関しては、それは有機体論型布置構造と普遍主義型布置構造に起因するが、有機体論型よりも普遍主義型の場合により達成される。いいかえれば、普遍主義型布置構造に近づくほど、集合表象において貧困は社会的凝集にとっての絶対的脅威としてあらわれる所以である。〔そこでは〕貧困を根絶できるのは、社会全体のレベルで実施されるリスク予防という政策手段のみである。そしてそのことは、類似した者たちの社会、つまり平穏で民主的すべての人に開かれた社会に生きる市民すべてが共有する意志にのみかかっているのである。

本論で用いた結合の布置構造に関する類型は、理念型として構築されたものである。その目的は、すべての社会を静態的に分類することではなく、それとは反対に、歴史のある時点でそれぞれの社会がどのタイプに近づくのかについて、それがいかなる要因によるものなのかを動態的に突きとめようとするのである。こうした理論的推論によって、変化を解釈できる可能性が増すことになる。ここで明らかにした結合の布置構造と貧困の社会的知覚の諸形態との関係が、どの社会にとっても不变的な特徴であると考えるべきではない。じっさいに、こうした貧困知覚の変化を一定期間にわたって確認できる可能性は、ある社会がある結合の布置構造から別の布置構

造へとしだいに移行するのを確認できる可能性と同じほど高い。長期間にわたるそうした変化のなかで、国家の役割の重要性が評価されるのである。それは、個人を保護し解放するためだけではなく、あらゆる市民を統合するメカニズムについての、明瞭な認識にもとづいた集合的な物語を生み出すためでもあるのだ。

注

1. Serge Paugam, "La perception de la pauvreté sous l'angle de la théorie de l'attachement: Naturalisation, culpabilisation et victimisation", 2016, *Communication*, no. 98, Seuil. pp. 125-145.
2. カミラ・ジオルゲッティ, ジュール・ノデ, ドミニク・シュナペール, フランソワ=グザビエ・シュヴァイヤー, 本号の編集委員長, 匿名の査読者, EHESS の私のセミナーの参加者たちに本稿にたいする指摘と示唆に感謝する。
3. とくに以下を参照。Geremek B., *La potence ou la pitié. L'Europe et les pauvres du Moyen-Age à nos jours*, Paris, Gallimard 1987, (ボーランド語初版 1978) [B・ゲレメク, 『憐れみと縛り首 ヨーロッパ史のなかの貧民』, 早坂真理(訳), 平凡社, 1993]; Piven F. F., Cloward A. C., *Regulating the Poor. The Functions of Public Welfare*, New York, (1971), New York, Vintage 1993, (1ère édition, 1971); Wim van Oorschot, Lock Halman, "Blame or Fate, Individual or Social ? An International Comparison of Popular Explanations of Poverty", *European Societies*, vol. 2, no. 1, 2000, p. 1-28; Serge Paugam, Marion Selz, "La perception de la pauvreté en Europe depuis le milieu des années 1970. Analyse des variations structuelles et conjoncturelles", *Economie et Statistique*, no 383-384-385, 2005. P. 283-305; Serge Paugam, "Les cycles de la solidarité envers les pauvres", in Robert Castel, Nicolas Duvoux (dir.), *L'Avenir de la solidarité*, Paris, PUF, coll. «la vie des idées», 2013, p. 23-41.
4. Serge Paugam, *Les Formes élémentaires de la pauvreté*, Paris, PUF, coll. "Le lien social", 2005. [S・ポーガム, 『貧困の基本形態——社会的紐帯の社会学——』, 川野英二・中條健志(訳), 新泉社, 2016]
5. Emile Durkheim, *De la division du travail social* (1893), Paris, PUF, coll. "Quadriga", 2007.
6. Emile Durkheim, *La Suicide. Etude de sociologie* (1897), Paris, PUF, coll. "Quadriga", 2007.
7. Emile Durkheim, *L'Education morale* (1902-1903), Paris, PUF, coll. "Quadriga", 2012 (nouvelle édition).
8. Serge Paugam, *Le Lien social* (2008), Paris, PUF, coll. "Que sais-je?", 2013 (3e édition).
9. Mark Granovetter, "The Strength of Work Ties", *American Journal of Sociology*, vol. 78, no 4, 1973, p. 1360-1380.
10. 投票権がなく基本的自由が認められていない全体主義の社会では、シチズンシップの紐帯について語ることはできないだろう。むしろ、かれらの生きる統制的な政治体制にもかかわらず、諸個人をそのネイションへと結びつけることのできる紐帯について語ることになるだろう。
11. 「説明要因」ではなく、「関連する要因」について論じることによって、因果性がそれぞれ別々に取り上げられた要因を根拠とするのではなく、これらの要因が同時に作用していることを強調したいのである。これらの要因は多くの場合相互に依存しており、最も確実に因果的説明の鍵を構成するのはこの相互依存であると思われる。
12. 以下を参照。Raymond Aron, *Dix-huit leçons sur la société industrielle*, Paris, Gallimard, 1962, réédition coll. "Folio Essais", 1988.
13. Esping Andersen G., *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, London, The Polity Press, 1990. (traduction française: *Les trois mondes de l'Etat-providence. Essai sur le capitalisme contemporain*, Paris, Presses Universitaires de France, coll. "Le lien social", 1999) [G・エスピング=アンデルセン, 『福祉資本主義の三つの世界: 比較福祉国家の理論と動態』(ミネルヴァ福祉ライブラリー, 47), 岡沢憲美・宮本太郎(監訳), ミネルヴァ書房, 2001]
14. Robert D. Putnam, *Bowling Alone. The Collapse and Revival of American Community*, New York, Simon and Schuster, 2000.
15. Serge Paugam, *Les Formes élémentaires de la pauvreté*, op. cit.
16. 扶助関係においてさえ、スティグマへの抵抗や地位の交渉の形態が存在する。この点については以下を参照。Paugam S., *La disqualification sociale. Essai sur la nouvelle pauvreté*, Paris, PUF, 1991: réédition coll. "Quadriga" 2013; 以下も参照。Nicolas Duvoux, *L'Autonomie des assistés. Sociologie des pratiques d'insertion*, Paris, PUF, coll. "Le lien social", 2009.
17. 家族は社会の基礎となる細胞であると憲法にはっきりと記している国もある。
18. 実際には例外は存在する。たとえば、ラテンアメリカで解放の神学に言及することは、福音書の特別な読解の名の下で多くの貧困地域において農民や民衆の闘争を組織する効果をもったが、それはカトリック教会から承認されたものではなかった——あるいは一部の少数派からしか承認されなかった——。
19. これは、「エリートと貧者」というタイトルの ANR プログラムで実施した、パリとサンパウロ、デリーの富裕地区の比較研究にもとづいている。三つの地域それぞれで調査を実施するために、セルジュ・ポーガムをコーディネーターとして、ブルノ・クザンとカミラ・ジオルゲッティ、ジュール・ノデによってチームが構成された。
20. カルマの理論については、とくにマックス・ウェーバー『ヒンズー教と仏教』を参照。ジュール・ノデは、ルイ・デュモンを継承して、階層現象を正当化する他の形態につきあわせてこの理論を提示した; "Postface: Les sociodidées ou la justification des priviléges", in Christophe Jaffrelot, Jules Naudet, *Justifier l'ordre social*, Paris, PUF, coll. "la vie des idées", 2014, p. 77-93.
21. Camila Giogetti, "Comment les catégories supérieures de São Paulo parlent de leurs employés domestiques: analyse d'un rapport de classe", *Brésil(s). Sciences humaines et sociales*, no. 8, 2015, p. 73-96.
22. このプログラムのタイトル自体(「家族の財布」「Bourse familiale」)が社会保護の家族主義的な考え方を明らかにしている。家族に——そして個人にたいしてではない——あたえられた援助は、子どもを就学させる親の義務に条件づけられている。
23. 多くの研究がメリトクラシーに充てられている: Michael Young, *The Rise of Meritocracy*, London, Penguin Books, 1958; Stephen J. McNamee, Robert K. Miller, *The Meritocracy Myth*, Lanham, Rowman and Littlefield, 2004.
24. Serge Paugam, Marion Selz, "La perception de la pauvreté en Europe depuis le milieu des années 1970", art. cité.
25. Martin Evans, Serge Paugam, Joseph Prélis, "Clunel Vision:

- Poverty, Social Exclusion and the Debate on Social Welfare in France and Britain", London, London School of Economics, STICERD, Discussion Paper, Welfare State Programme/115, 1995.
26. Michael Harrington, *L'autre Amérique. La pauvreté aux Etats-Unis*, Paris, Gallimard, 1967 [H・マイケル, 『もう一つのアメリカ合衆国の貧困』, 内田満・青山保(訳), 日本評論社, 1965]
 27. Robert Castel, "La 'guerre à la pauvreté' aux Etats-Unis: le statut de la misère dans une société d'abondance", *Actes de la Recherche en Sciences Sociales*, 19, janvier 1978, pp. 47-60.
 28. Charles Murray, *Losing Ground: American Social Policy, 1950-1980*, New York, Basic Books, 1984.
 29. Lawrence M. Mead, *Beyond Entitlement: The Obligations of Citizenship*, New York, Free Press, 1986.
 30. Michael B. Katz, *In the Shadow of the Poorhouse. A Social History of Welfare in America*, New York, Basic Books, 1986; id., *The Undeserving Poor. From the War on Poverty to the War on Welfare*, New York, Pantheon Books, 1989.
 31. Sylvie Morel, "Le workfare aux Etats-Unis", in Serge Paugam (dir.), *L'Exclusion. L'état des savoirs*, Paris. La Découverte, 1996, p. 472-483; Nicolas Duvoux, "L'institutionnalisation de la précarité sur le marché du travail en France et aux Etats-Unis", in Serge Paugam (dir.) *L'Intégration inégale. Force, fragilité et rupture des liens sociaux*, Paris, PUF, coll. « Le lien social », 2014, p. 279-297.
 32. Serge Paugam, Nicola Duvoux, *La Régulation des pauvres*, Paris, PUF, coll. "Quadrige", 2008; Nicolas Duvoux, *Le Nouvel Age de la solidarité*, Paris, Seuil/ La République des idées, 2012.
 33. Yoann Boget, "Le travail en dehors de l'emploi: la régulation du lien de participation organique et ses effets en Allemagne", in Serge Paugam (dir.), *L'Intégration inégale, op.cit.*, p. 299-312.
 34. しかし、このタイプの布置構造を「有機体論」と名づけるからといって、社会科学において疑問視された有機体論という理論的ペースペクティブにわれわれがコミットしているわけではない。すべての社会は生命をもつ有機体として分析できると述べることが重要なのではない。それとは反対に、結合の布置構造に関する類型は諸社会の多様性の承認にもとづいている。われわれは、デュルケムの考察を深めることによって、比喩と類型をつかって社会の組織のある特有な様式を名づけるために、この表現をもちいているのである。デュルケム自身も有機体論にたいしては非常に批判的であった。
 35. Dominique Schnapper, "Rapport à l'emploi, protection social et statuts sociaux", *Revue française de sociologie*, XXX-1, 1989, p. 3-29.
 36. Christian Baudelot, Roger Establet, *L'Elitisme Républicain. L'école française à l'épreuve des comparaisons internationales*, Paris, Seuil/La République des idées, 2009.
 37. Robert Castel, *Les métamorphoses de la question sociale. Une chronique du salariat*, Paris, Fayard, 1995 [R・カステル『社会問題の変容——賃金労働の年代記——』前川真行(訳), ナカニシヤ出版, 2012].
 38. この点については以下を参照。Yoham Aucante, *Démocraties scandinaves*, Paris, Armand Collin, 2013.
 39. 最近の論文で、ラース・トラガーは、国家が高度な介入をおこない、集団生活に人びとが積極的に参加する北欧諸国における連携を理論的に検討している。以下を参照。Lars Tragardh, "Rethinking the Nordic Welfare State through a Neo Hegelian Theory of State and Civil Society", *Journal of Political Ideologies*, 15(3), 2010, p. 227-239.
 40. Yvar Lødemel, *The Welfare Paradox. Income Maintenance and Personal Social Services in Norway and Britain, 1946-1966*, Oslo, Scandinavian University Press, 1997.